

3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第20条の3第1項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 1,440,000円

附則第20条の3第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改める。

附則第21条第1項中「第5項において準用する附則第20条第3項第1号」を「第5項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の6」を「100分の5.4」に改め、同条第2項中「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第3項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に、「100分の6」を「100分の5.4」に、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第4項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第30条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第31条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条の2第1項中「附則第18条第1項」を「附則第18条第6項」に、「以下この項及び次項並びに」を「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第29条の2第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第4項第1号」を「次項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項第2号中「第30条の6第1項及び第30条の7第1項」を「第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」に改め、「場合の所得割の額」を「所得割の額」に、「「場合の所得割の額及び」を「、「所得割の額並びに」に改め、「第30条の7第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第21条の2第3項」と」を削り、同項第4号中「附則第4条の3」を「附則第4条の4」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同項を同条第2項とする。

附則第21条の2の2第1項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の2第5項」に改め、同条第2項中「、次条及び附則第21条の2の4」を削り、「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の2第6項」に、「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項」を「附則第18条の2第7項」に改める。

附則第21条の2の3中「附則第18条の3第2項から第4項まで」を「附則第18条の3第5項から第7項まで」に、「同条第4項第1号」を「同条第2項第1号」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改める。

附則第21条の2の4中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に、「附則第35条の2の4第1項及び第2項」を「附則第35条の2の4第4項及び第5項」に改める。

附則第21条の2の5第1項中「附則第35条の2の6第2項」を「附則第35条の2の6第8項」に改め、同条第2項中「から第3項まで」を削り、「附則第21条の2第1項及び附則第21条の2の3中」を「附則第21条の2第1項中」に、「、「計算した」を「計算した」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第21条の2の3中「計算した金額( )とあるのは「計算した金額(附則第21条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」に改める。

附則第21条の3第1項中「附則第35条の3第1項」を「附則第35条の3第11項」に、「附則第18条の6第1項」を「附則第18条の6第22項」に改め、同条第3項中「附則第35条の3第4項」を「附則第35条の3第14項」に改め、同条第4項中「から第3項まで」を削り、「附則第21条の2第1項及び附則第21条の2の3中」を「附則第21条の2第1項中」に、「、「計算した」を「計算した」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第21条の2の3中「計算した金額( )とあるのは「計算した金額(附則第21条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」に改め、同条第7項中「附則第18条の6第13項」を「附則第18条の6第35項」に、「附則第18条の6第14項」を「附則第18条の6第36項」に改める。

附則第21条の4第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項第2号中「第30条の6第1項及び第30条の7第1項」を「第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第21条の4第1項」を「並びに附則第21条の4第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第21条の4の2第1項中「附則第35条の4の2第2項」を「附則第35条の4の2第8項」に改める。

附則第21条の4の3第2項第2号中「第30条の6第1項及び第30条の7第1項」を「第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第3項中「100分の68(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2)」を「5分の3」に、「100分の3.4」を「100分の3」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改め、同条第5項第2号中「第30条の6第1

項及び第30条の7第1項」を「第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項及び附則第6条の2第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第6項中「第30条の7第1項」を「第30条の7」に、「同項」を「同条第1項」に改め、「第29条の2第6項」と、「」の次に「同条第3項中」を加える。

附則第21条の5を削る。

附則別表を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第42条の4及び第42条の7の改正規定並びに附則第4条の規定 平成18年10月1日

(2) 第32条の2第5項及び第38条の3の改正規定、附則第8条の改正規定、附則別表を削る改正規定並びに次条第2項の規定 平成19年1月1日

(3) 第30条の2及び第32条の2第1項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成20年1月1日

(4) 第30条の7の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。）、附則第6条及び第21条の4の3第3項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成20年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第30条の3第1項、第30条の5及び第30条の6第1項並びに附則第7条第2項、第20条第1項、第20条の2第1項、第20条の3第1項、第21条第1項及び第3項、第21条の2第1項、第21条の2の3並びに第21条の4第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第38条の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（新条例第38条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、金沢市税賦課徴収条例附則第21条の5第3項の規定は、適用しない。

3 新条例第30条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第30条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。

5 新条例第30条の7及び附則第21条の4の3第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第30条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第30条の5第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第20条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第21条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第21条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第21条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第21条の4の3第1項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第30条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第21条の4の3第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第30条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第30条の5第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第30条の7の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

(1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第30条の3の規定による所得割の額から新条例第30条の5の規定による控除額を控除した金額

(2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第30条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき改正前の金沢市税賦課徴収条例（以下この号において「旧条例」という。）附則第21条の5第3項の規定により読み替えられた旧条例第30条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額

2 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年条例第45号）附則第2条第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。）の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第30条の7の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年条例第45号）附則第2条第6項の規定による所得割の額」とする。

3 第1項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。

- 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。
- 5 市長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第30条の7第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
- 6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。
- 7 市長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、同項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあつては、その旨（第5項又は前項の規定による還付又は充当をした場合にあつては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあつては、その旨を、遅滞なく、通知する。
- 8 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の14第1項の規定は、第6項の規定による充当について準用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第42条の4及び第42条の7の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（金沢市税賦課徴収条例の一部改正）

第5条 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項中「第30条の4」を「第30条の5」に改める。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第52号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。  
別表地区公民館の表金沢市東浅川公民館の項を次のように改める。

金沢市東浅川公民館	金沢市上中町ニ14番地
-----------	-------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第53号

## 金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第20項を附則第22項とし、附則第19項を附則第21項とし、附則第18項の次に次の2項を加える。

（条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の賦課の特例）

- 19 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第31条第1項及び第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第1項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、同項第2号及び第3号並びに同条第4項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の賦課の特例）

- 20 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第31条第1項及び第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第1項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、同項第2号及び第3号並びに同条第4項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

金 沢 市 長      山                      出                      保

## ◎金沢市条例第54号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地  
別表第1に次のように加える。

42	かたつ工業団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画かたつ工業団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	-------------------	---

別表第2に次の1号を加える。

42 かたつ工業団地地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	(1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場又はカラオケボックス (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。 (4) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、河川若しくは水路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線については、2メートル (2) 隣地等の境界線については、1メートル
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路

	限	境界線との間の敷地の区域をいう。)外に設ける場合を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの(透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。)
--	---	---

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び金沢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

金 沢 市 長      山            出            保

◎金沢市条例第55号

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び金沢市消防団条例の一部を改正する条例

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「南安江町」を「堀川新町、木ノ新保町」に改める。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第2条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「淵上町 堀川角場」を「淵上町」に、「南安江町」を「堀川新町 木ノ新保町」に改める。

附 則

この条例は、堀川新町及び木ノ新保町となる区域につき、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

金 沢 市 長      山            出            保

◎金沢市条例第56号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第35号)の一部を次のように改正す

る。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

金 沢 市 長      山                  出                  保

◎金沢市条例第57号

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中	266,000円	361,000円	461,000円	を	268,000円	363,000円
	251,000円	336,000円	426,000円		253,000円	338,000円
	231,000円	306,000円	386,000円		233,000円	308,000円

463,000円
428,000円
388,000円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

平成18年(2006年)6月28日 印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)6月28日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
	印刷者	前 川 稔
	印刷所	(株) 共 栄
定価 120円	石川県金沢市玉銚4丁目166番地	
	石川県金沢市玉銚4丁目166番地	